## 交付要綱附属第2編 交付対象事業の要件 p.357

- 3. 改築(老朽化対策を主たる目的として行う更新事業に限る。)及び修繕に関する事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- ① 地方公共団体において「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定していること。 ただし、平成29 年度以降の措置とする。
- ② 橋梁、トンネル及び大型の構造物(横断歩道橋、門型標識、シェッド等)に係る事業にあっては、道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づく、近接目視による定期点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であって、「長寿命化修繕計画(個別施設計画)」に基づくものであること。ただし、橋梁(橋長15m以上のものに限る。)にあっては平成29 年度以降の措置とし、橋梁(橋長15m未満のものに限る。)、トンネル及び大型の構造物(横断歩道橋、門型標識、シェッド等)にあっては平成33 年度以降の措置とする。